

いま東芝に求められている 企業の社会的責任（CSR）とは

学生のみなさん、教職員のみなさん、

私たちは、(株)東芝で働きながら、「残業しないでも生活できる賃金を、過労うつ病などがでない働きやすい環境を、一人ひとりの人権が大切にされる人間関係を」という切実な願い・要求を実現するために、労働組合運動に取り組んできました。

ところが、東芝は労働組合を会社の言いなりにするために私たちを差別し、警察官であった人を雇い入れて職場内に労働組合活動をおさえこむための秘密組織をつくらせました。会社は、秘密組織のメンバーを養成する思想研修に、業務命令で従業員を派遣する人権侵害を現在も続けています。このような企業の社会的責任に反する違法行為は許せません。

私たちは、労働組合法違反の不当労働行為や差別をなくすために労働委員会に訴え、三度にわたり差別是正の勝利命令を勝ち取っています。東芝が、一日も早く、法令を順守して企業の社会的責任を果たすように、皆様からも働きかけていただくようお願いします。

詳細は、私たちのホームページをご覧ください。

「従業員を大切にしない会社」と CSR評価が急落（ニューズウィーク誌）

Newsweek誌2008.2.13号に「企業の社会的責任（CSR）世界350社ランキング」が発表されました。国内の電機メーカーをみると、下表のように「従業員に対する責任」の項目が異常に低いのが東芝です。

会社名	順位	得点	従業員	調達先
シャープ	2	83.9	82.7	92.5
松下電器	24	77.1	75.7	71.4
三洋電機	72	72.3	75.7	46.0
ソニー	93	70.6	71.2	67.4
東芝	106	70.0	50.5	58.7

東芝のCSRが、106位までさがった背景には、従業員を組合活動や思想信条などで差別し労働委員会（国や県の労働者救済機関）から3回も差別是正命令を受けていること、月85時間をこえる長時間残業を半年近くも続けて過労

うつ病になってしまった女性技術者を解雇するなどの労使紛争をおこしているからです。

働く人の人権を守って 企業の社会的責任を果たすこと

東芝京浜事業所では、3カ月で180時間以上の残業をやる人が300名をこえるなど、過重労働が問題になっており、偽装請負や違法派遣の問題もでており、労働災害が増えています。

成果主義賃金制度は、職場の人間関係・チームワークをこわしています。

短期的な利益があがればいい、という経営方針では発展はありません。

私たちは、従業員を大切にすること、働く人が誇りをもてる会社にすること、人権を守る明るい職場づくりをすすめるためにがんばります。

「東芝はCSRを尊重せよ」の声で、ご支援をお願いします。



東芝の職場を明るくする会ホームページへどうぞ

東芝の職場 検索



人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会

2008年2月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225安伸ビル2F TEL & FAX 044-533-1408

東芝が労働委員会や裁判所で 係争中の労働事件

東芝差別是正争議とは

- 1988年 労働運動を強める東芝の会を結成し組合活動と差別是正に取り組む。
- 1995年 東芝の職場を明るくする会の10名が第1次神奈川県労委申立て
- 2001年 **地労委で全面勝利命令を勝ちとる**
- 2003年 9名が第2次地労委申立て
- 2004年 **中労委で全面勝利命令を勝ち取る**
- 2005年 東芝争議支援共闘会議結成
- 2006年 **第2次申立てで3連続の勝利命令**

東芝深谷工場の女性技術者

重光さんの解雇撤回裁判にご支援を

重光由美さんは、一般に労災と認められるような5ヶ月間で平均85時間以上の長時間残業を繰り返すなかで「うつ病」になりました。当時は、重光さんと同じ業務に従事した同僚が、半年間に2名も自殺するという状況でした。

しかし会社は、うつ病を労災と認めずに、さらに過重な仕事をおしつけ、病状が悪化し休職に追い込まれたのです。重光さんは労災申請しましたが、東芝は休職期間満了を理由に、2004年に解雇しました。

解雇無効と損害賠償を求める裁判に、みなさんのご支援をお願いします。

(詳細は、会のHPを参照して下さい。リンク有り)



東芝の職場を明るくする会 ホームページ
72万アクセス突破
検索のキーワードは「東芝の職場」
当ホームページより電機各職場の
ホームページにリンクできます。

第2次神奈川県労委命令の要旨

- 一、東芝が、申立人らを「問題者」として排除し組合活動の弱体化を意図して、差別扱いをしてきたのは、不当労働行為である。
- 二、秘密組織「東芝扇会 = 自己啓発の会」を活用した組合支配介入は、不当労働行為である。
- 三、東芝は、申立人の賃金、資格、等級、役職の差別を是正すること(主務・作業長等の役職にあった者として扱うこと)。
- 四、東芝は、是正後の賃金・賞与の格差相当額に年率5分相当額を加算して支払うこと。
- 五、東芝は、縦1m、横1.5mの白紙に記載した謝罪文を本社と各工場入口に掲示して他の従業員にも周知し、組合活動の自由を具体的に保障すること。



ボーナスにも格差が！ 主要企業比較(2007年実績)

企業名	金額	月数	業績連動
松下	1,973,500	5.57	
安川	1,962,792	6.0	
東芝	1,794,000	5.65	
トヨタ	2,580,000	5.0+79万円	
日産		6.0	
ホンダ		6.6	

雇用・不払い残業・労災・職業病の相談は
個人加入の労働組合・電機ユニオン
全労連と最寄りの地域労連へ
電機ユニオン：03-3455-6006
全労連：0120-378-060

東芝の職場を明るくする会 労働運動を強める東芝の会 2008年2月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225安伸ビル Tel & Fax 044-533-1408